

仕様書

1 件名

少年の大麻乱用防止に関するウェブ広告用動画の縦型 SNS 広告への掲載

2 目的

少年の大麻事犯の検挙人員は、令和 5 年中に 1,222 人（前年比 34.0 %増）と過去最多を記録し、令和 6 年中は 1,128 人（前年比 7.7 %減）と若干減少したものの、20 歳以上の者を含む検挙人員の全体の約 2 割を少年が占め、30 歳未満では 7 割を超えるなど若年層における近年の大麻の乱用拡大は依然として憂慮すべき状況にある。

よって、近年若年層の利用者が急増している縦型 SNS コンテンツへの広告配信により、効果的な啓発を実施し、少年の薬物乱用防止を図るもの。

3 業務内容

縦型SNS広告動画の掲載

警察庁人身安全・少年課（以下「人少課」という。）が提供する少年の大麻乱用防止に関する動画素材を活用し、以下の仕様で縦型SNS広告に掲載すること。

(1) 動画素材

2 種類の動画ファイル(各 60 秒)を利用すること。

（動画ファイルは mp4 形式で提供するものとする。）

(2) 広告配信（掲載）SNS 媒体

ア インスタグラム

イ LINE

(3) アカウント

広告の掲載に必要な広告用アカウントを作成すること。アカウントの作成に必要な情報がある場合は、人少課に依頼すること。

広告期間中に広告用アカウントが凍結等され、広告配信ができなくなるなど不測の事態に備え、あらかじめ必要な準備・対策を講じておくとともに、凍結された場合は、人少課担当者（内線 3072）に速やかに報告の上、凍結解除の手続き等広告配信再開に向けた諸手続を迅速に実施すること。

(4) ターゲティング（年齢・エリア等）

年齢は 20 歳未満のユーザーに設定する。

(5) リンク表示

警察庁大麻乱用防止サイトの URL（https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/illegal_cannabis/index.html）を表示し、ユーザーを同サイトへ誘導可能にすること。

(6) 広告掲載想定期間・回数等

ア 期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 20 日まで

イ 回数

前記ア記載の期間、各動画を各 SNS 媒体において、各月最低 100 万回以上の配信

※ 1 ヶ月の広告配信数

動画数(2点)× SNS 媒体(2媒体)×各月動画最低配信数(100 万回) = 400 万回

ただし、広告掲載期間満了前であっても発注金額の上限額に達した場合は、人少課との協議を経て、広告の掲載を終了すること。また、広告掲載期間満了時に、発注金額の上限額に達していない場合は、人少課との協議を経て、広告掲載を停し、発注金額を減額精算する、または、発注金額をすべて消化するまで広告掲載を継続する、のいずれかの対応をとること。

4 納品等

広告表示回数、広告クリック数、クリック率等の入手可能な分析情報を記載した業務完了報告書を記録した電磁的記録媒体（DVD-R）を令和 8 年 3 月 27 日までに納品すること。

5 その他留意事項

- (1) 本業務の開始及び履行にあたっては、人少課担当者（内線 3072）と連絡を密にすること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、人少課担当者（内線 3072）と協議して決定すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、必要と認められる事項については人少課担当者と協議の上、行うこと。
- (3) 知り得た情報や資料等について、第三者に開示又は漏えいしないこと。また、警察庁から提供を受けた資料等を複製しないこと。
- (4) 請負者の責に帰すべき理由により、警察庁又は第三者に損害を与えた場合、請負者は損害賠償の責を負うものとする。